

第7章 国別分析

第1節 タイ

はじめに

AFTA実現への旗振り役を努めたアナン元首相は、欧米流の自由主義思想の持ち主と言われる。彼は今、財界人として、諸々のグループからの圧力に屈しがちな政府に、保護撤廃・規制緩和・民営化を断固推進するよう注文をつけている。タイは軍事政権崩壊後、チュアン民主党党首を首相とし経済テクノクラートを大幅に取り入れた内閣を組んだ。軍人銀行出身のスパチャイ副首相が現在、AFTAをはじめとする国際経済問題を取り仕切っている。内閣改造でタイのAFTAへの取組みが後退しかけ、他の加盟国から非難を浴びたとき、彼は、AFTA協議会に代表として乗り込み、一五年の目標期間は長すぎると述べて意欲のほどを示した。政府がこうした国際化路線を貫けるようになった背景として、タイ経済社会にみられる構造変化をまず指摘すべきであろう。CEPT最終リストの決定には紆余曲折があったが、ともかくも合意にこぎつけた。CEPTの実行が、これまで他の加盟国より高い関税に保護されてきたタイ経済に活を入れることは疑いない。

本節では、タイの各界のAFTA問題への取組みと、抵抗の強かった二セクターの現状について説明を加える。

1 貿易構造と関税引下げ

輸入代替工業化から輸出志向へ

タイ経済は、輸入代替工業化から輸出志向への転換を経た結果、二重構造を内包しつつNIE S 国移行への過渡期を迎えている。これまで保護のもとに時間をかけて確立されてきた輸入代替産業にとって急激な自由化は危険である。一方、近年、輸出型企業が最新の設備をもって登場してきた。彼らにとつては、各国が自由化して市場を開放することはメリットになる。しかし、輸出部門でも繊維のように新規参入国からの追上げで、いっそうのリストラを迫られている部門もある。人件費の安さを求めるだけでは生き残れないというのは、産業界の間でも合言葉になっている。これから合理化に取り組む企業にとつては人員整理などの痛みをとまなうであろうし、近代化に立ち遅れた企業は淘汰される危険を負うことになる。

加えて周辺産業が未成熟であるため、産業の基盤をさらに固めるためには、結局外資の進出に期待せざるをえない。タイがAFTA計画を推進する動機としては、高度成長を持続させるために、産業の競争力を強化し、また、市場拡大によって投資誘致をはかりたいとの目論みがある。その背景には、スパチャイ副首相に言わせれば、経済圏形成を進める中国南部に外資を取られるとの危惧がある。成長の原動力はやはり外資と外国市場に求められている。

タイの輸出構造をみよう。主要輸出相手先は一九九二年で地域別にみると、表7-1-1のとおり、対米が二二・四%、対ECが一九・六%、対日本が一七・五%、以上合わせて六割に達する。対ASEANは一二・七%と少ない。品目別輸出（九二年）をみると、製造品が七七%、農漁業品が二一%である。しだいに農産物を中心とする伝統的輸出品目からの脱却をはかりつつある。製造品のトップは、繊維で一五%、次がコンピュータとその部品で六・七%、宝石が四・四%、ICが三・五%となっている。繊維のうち七割が衣服である。繊維の輸出先は、(1)米国二〇・八%、(2)日本七・三%、(3)ポーランド七・三%、(4)ドイツ七・〇%、(5)サウジアラビア四・六%で、ASEANのトップはシンガポールの二・九%である。コンピュータ・同部品では、トップがシンガポールで三六・三%、米国が二八・八%、日本が一・〇%、オランダが七・九%となっている。ICでもシンガポールがトップで三一・八%、米国が二七・八%、日本が一〇・〇%、次いでマレーシアが七・七%である。ここで注目されるのは、電子関係の伸びが大きく、シンガポールとの結びつきが強いことである。

輸入では、同じく一九九二年の相手先でみた表7-1-2によれば、日本がトップで二九・三%、ECが一四・四%、ASEANが一・八%、米国が一・七%となっている。品目では資本財、原料が大部分で、消費財は一割にすぎない。

こうした貿易構造は、域内分業への誘因がこれまでなかったことを意味している。ただし、それは高い関税が障害になっていたことによるものでもあろう。一九九二年九月にシンガポールで開かれたASEAN円卓会議に提出されたスリ・クマール論文によれば、タイの加速的引下げ品目に関する平均関税率は家具八〇%（ASEAN平均四七%）。以下同様にかつこ内はASEAN平均、繊維三〇%（二〇%）、電

表7-1-1 タイの地域別輸出割合

	1988	1989	1990	1991	1992
日 本	16.0	17.0	17.2	18.1	17.5
N A F T A	21.9	23.3	24.3	23.0	24.1
E C	20.8	19.1	21.5	20.7	19.6
A S E A N	11.7	11.5	11.4	11.8	12.7
シンガポール	7.7	7.1	7.3	8.2	8.7
マレーシア	3.0	2.9	2.5	2.4	2.6
フィリピン	0.4	0.5	0.7	0.4	0.5
ブルネイ	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1
インドネシア	0.5	0.8	0.7	0.8	0.9
韓・台・香港	7.9	7.1	7.8	8.0	8.1

(出所) 『中央銀行月報』, 1993年10月。

表7-1-2 タイの地域別輸入割合

	1988	1989	1990	1991	1992
日 本	29.0	30.3	30.7	29.4	29.3
N A F T A	15.2	12.9	12.1	11.7	12.9
E C	15.5	14.0	13.7	13.9	14.4
A S E A N	12.2	12.4	12.4	12.5	12.8
シンガポール	7.4	7.7	7.5	8.0	7.3
マレーシア	2.1	2.6	3.4	3.2	3.9
フィリピン	0.9	0.4	0.3	0.3	0.3
ブルネイ	0.8	0.7	0.5	0.5	0.5
インドネシア	0.9	1.0	0.6	0.6	0.7
韓・台・香港	8.2	9.2	9.7	11.1	11.1

(出所) 表7-1-1に同じ。

子二五%（二二%）、プラスチック二五%（一八%）と、他のASEAN諸国より高く、一四品目平均では一九%で、フィリピンと並んでASEAN内で最も高い。

関税削減の効果

ASEAN産品の関税がゼロになった場合、ASEANからのタイの輸入はかなり増加し、特に機械・電子部品の輸入増が大きいとみられている。国別ではシンガポールからの輸入が大きく、プラスチックと化学品などが輸入されるとみられている。ただしシンガポール製品は原産地規則を満たさない恐れがあり、代わりにマレーシアからの輸入が増えることが考えられる。『バンコク銀行月報』一九九二年一〇月号掲載のソムチャイ論文²⁾によれば、関税が〇―五％に引き下げられた場合、直接貿易創出効果、域外貿易から域内品への代替効果ともに、ASEANのなかでタイが最も大きい。

この場合、部門によりAFTAへの対応が分かれる。高い原料を使っている部門では、関税引下げの効果があるが、原料部門の抵抗もある。その例が、石油化学とプラスチックあるいはプラスチックと電子産業との関係である。石油化学は莫大な初期投資をしたナショナル・プロジェクトなのでつづせない。そこで一定の時間を与えて、競争力強化をはかるしかない。その間のつけは下流部門ないし消費者にまわされる。一九九二年二月の商業省主催のパネル討論では、最終製品・中間製品の関税を下げて、原料の関税を下げないと、国内産業のコスト競争力に問題が発生するとの懸念が強かった。域内分業を進めようとする外国企業にとっては利益があり、貿易拡大の誘因になり得る。例えば、家電や自動車部品があげられる。一九九三年九月にアジア・カーを発売した日産自動車は、バンコクにASEAN事務所を設け、四カ国での部品の相互融通に取り組んでいる。しかし、自動車部品の多くは除外品目になっており、当面の効果は小さい。家電についてもまだ関税の壁は高く、域内貿易拡

大につながるのには数年先になる見通しである。ただ、除外品目も含め関税引下げが具体的日程に上ったことで、域内分業と競争力向上への取組みが課題となってきたことは確かである。

2 CEPTにみるタイの立場

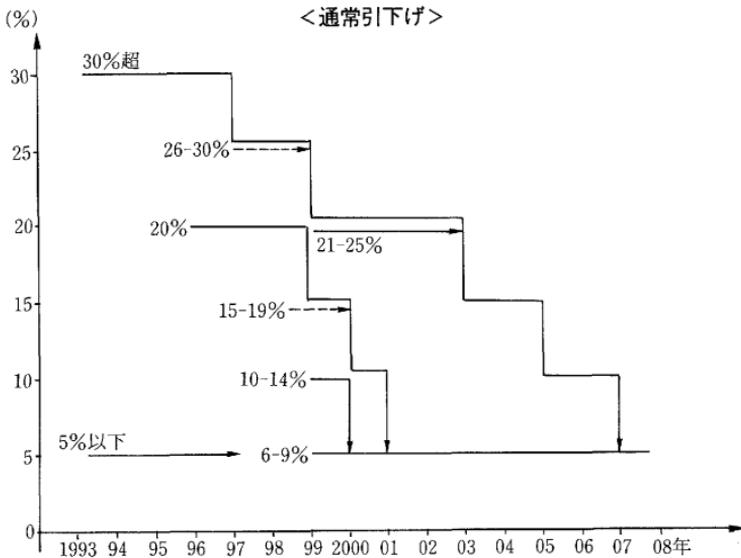
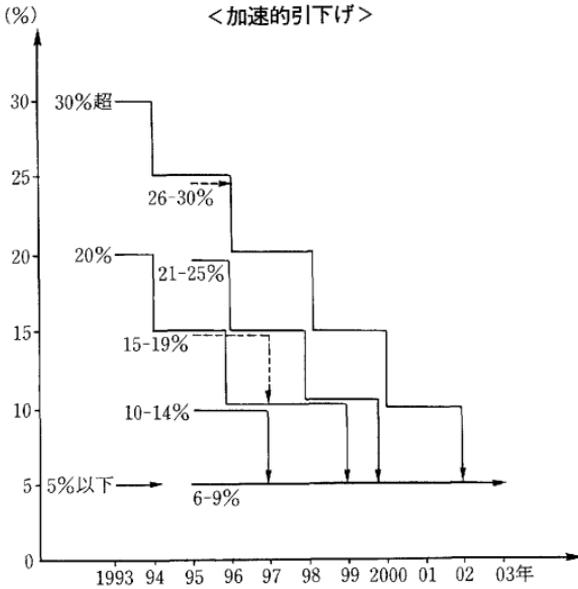
タイの関税表では、商品数は、HS六桁で五二〇〇品目となっている。

ASEAN事務局の一九九三年一月の発表によれば、タイでCEPTの対象となるのは、HS六桁で、加速引下げ（ファースト・トラック）が一七三六品目、通常引下げ（フォーマル・トラック）が二七七七品目である。ただし、九四年からの関税引下げの対象となるのは、加速引下げが七五八品目、通常引下げが五六九品目である。右記ASEAN事務局発表では、タイのCEPT実施は、関税が三〇%を超えるものについては九三年からとなっているが、三〇%以下（五%超）のものについては九五年以降からの実施となる（図7-11）。同資料によれば、タリフ・ラインでみて、引下げ対象となるのは八七六三品目で、全品目数九三二二の九四%に当たる。

加速的引下げ品目

加速的引下げに、関税コード六桁で一七三六品目が組み入れられた。除外品目は一五〇である。一九九二年一二月のAFTA協議会に際し、加速的引下げ対象品目のうち、植物油（パーム油、大豆

図 7-1-1 関税引下げ予定表



(出所) ASEAN Secretariat, AFTA Reader, Vol. 1, November 1993.

油、椰子油)が一時除外品目となり、石油化学(現行関税四〇—六〇%)、プラスチック、電子機器から若干品目が通常引下げにまわされた。これら除外品目は八年後に見直しとなる。

加速引下げをめぐる各国の交渉では、タイの提案は、セメント、肥料、パルプ・紙、皮製品、宝石、木製・籐製家具、繊維が含まれ、タイ以外の国の案では、インドネシアがセラミクス、籐製家具、フイリピンが銅電極、ガラス、マレーシアが植物油、ゴム製品、電気製品、シンガポールが薬品、化学、プラスチックを主張したと言われる。

除外品目

HS一〇桁で一一八品目が一時除外された。すなわち(かっこ内は品目数)、豚(六)、植物油(八)、酒(三)、タバコ(八)、銅(二)、アルミ・同製品(二)、電気製品(音響機器、蛍光灯ランプなど三〇)、自動車・同部品(五八)などとなっている。当初除外品目に入っていた六グループ、八五品目(エレクトロニクス六三品目、他が通常引下げにまわされた。一時除外品目は、当初一〇〇〇品目以上あったが、政府の努力で大幅に減らされた。一般除外品目数は二六で、その他、未加工農産物として六桁で三九〇品目、最小分類で四一五品目が除外された。除外品目は合計すると六桁で四一六、最小分類で五五九品目である。タイの除外品目数は、加盟国のなかでシンガポールに次いで少ない。一九九二年一二月のAFTA協議に際しては、石油化学業界は大蔵省に対しロビー活動を展開し、加速引下げから外すことに成功した。

原産地規則

タイやインドネシアは厳格な規則を希望した。すなわち、インドネシアはASEAN内で40%かつ最終の輸出国で25%という原則を主張した。シンガポールに安い関税で入り、少し加工してシンガポール製品として他のASEAN諸国に輸出されるのを警戒したからである。ただし、ポンサク・タイ繊維協会会長が言うように、あまり規則を厳しくすると、輸出業者にとってAFTA特権が得られなくなる。なぜなら、輸入生地で作った衣服の付加価値は低いからである。結局タイ政府は一国ないし複数国累積で40%というシンガポール案を支持した。インドネシア案が却下されたのは、検査が二度になり煩雑であるということも理由となった。

3 政府の動き

AFTA対策にかかわる官庁は、関税を決める大蔵省、貿易にかかわる商業省、それに工業省、外務省である。大蔵省は税収(一九九二年度で関税の歳入に占める割合が25%)の関係から、関税引下げには抵抗する場合がある。商業省は交易促進の立場から引下げに賛成であり、工業省はセクターの強化策を主張した。農産物加工品については、大豆油の例のように農林省が口を挟む場面があった。政界からの圧力もある。民間では、タイ工業連盟と商工会議所が政府との交渉の窓口になった。

一九九二年一〇月、大蔵省は加速的引下げ一五品目の関税を九三年一月から三〇%に引き下げること

とを発表したが、電気機器、石油化学、パーム油は影響を受けるので、原料輸入税引下げ、実施の延期などの対策を考慮するとしていた。同年二月のAFTA協議会においてタイ代表団長スパチャイ副首相が最終的な引下げ計画を提案した。既述のようにHS六桁で四七〇〇品目を対象とするものであった。一月二十二日には閣議で最終リストが承認され、タイのCEPT受入れ体制は一応整った。しかし、予定どおり九三年初めからASEAN全員が一斉に進捗することはできず、さらに協議が続くことになった。

タイ閣議は一九九二年末、AFTA向けの一方的措置として、ASEAN諸国からの輸入品一〇〇〇品目以上の関税を九三年二月一六日から三〇％に下げることを選定した。これには石化製品とCEPT除外品目は含まれていない。アナン前首相は製造品全部の三〇％への引下げを公約していたが、チュアン政権は国内産業にいくらか譲歩したかたちとなった。

CEPTとは別に、第七次五カ年計画は関税構造を原料が五％、半製品が一〇％、最終品が二〇％、その他保護が必要な物三〇％に調整する政策を立てている。一九九一年七月にはコンピュータ、自動車について大幅な関税引下げが実施されている。

4 今後の対策

今後のAFTA対策として、政府は以下のような案を検討している。

まず、CEPTによって被害を受ける産業に対し競争力向上のための資金融資を行うAFTA調整基金を、総額八〇億バツ規模で設置することが提案された。融資は産業金融公社(IFCI)を窓口とし、資金の一部はASEAN日本開発基金も利用する。資金の性格について、政府が主体となって産業に補助金を出すことはガットの規定に抵触するので、民間主体で、政府は側面援助に当たるべしとの意見もある。

次いで、後は労働力を再訓練して、電子などの高付加価値部門へのシフトに備えるべしとの声がある。一九九三年八月には、政府は民間の技能訓練助成政策で合意をみた。九三年一月のセミナーでスパチャイ副首相は、「労働省は、七業種(農業、繊維、金属、エレクトロニクス、コンピュータ、石油化学、鉄鋼)のための資源開発センターを設立する要求を九四年に提出する。さらに、政府は七業種での技術水準を他のASEAN諸国並みに引き上げる努力を支援する。また、新たな研究センターを設置する。従来の研究所は官僚的で有効でない。新センターとは別に政府は投資委員会(BOI)の措置として、研究のための高価な設備を輸入する企業に所得税を免除する。」などの対策を明らかにした。

日本政府のサポートイング産業支援にもタイは関心を示している。日本型の下請体制ができるかどうかは疑問視されているが、日系の自動車企業によれば、現地には発掘すべき宝の山がたくさんある

とのことで、日本からの企業進出も含めて産業の裾野育成への取組みが期待される。

5 業界の動き

AFTAに関する議論が本格化した一九九二年初め、タイ工業連盟は、AFTA支援を再確認し、政府と民間の仲介役を果たすことになった。業界では特に植物油、化学、プラスチック、エレクトロニクスが問題業種となった。四〇%の原産地規則についても、タイ国産品は規則を満たすのが難しいとの声があがった。ここではパーム油と石油化学産業をケースとして取り上げる。

パーム・オイル

パーム・オイルを用途別に分けると料理用と工業用とがある。主産地はマレーシア、インドネシアなどである。タイの生産は、油脂で一九九三年の見込みが二九万トン、ほとんど国内需要向けである。輸入は一応禁止され、季節的不足時には若干量がマレーシアから輸入される。年々需要が一〇%以上伸びており、作付けも増え、九〇年の八八万ライから九八年には一〇〇万ライに達するとみられている。

パーム・オイルは加速引下げ品目に指定されているが、フィリピン、タイは除外品目に指定した。その他の国の関税は、マレーシアがゼロから五%であり、インドネシアは一〇%からスタートし九五

年に5%に下げる。シンガポール、ブルネイはゼロである。

タイのパーム・オイル部門の競争力が低い理由は、自然条件を別にすれば、小規模栽培者が多く、生産性が低い点にある。

AFTAの影響について分析した農業省報告⁽⁴⁾によれば、小生産者は三七万ライを占め、総生産者数の七割を占める。影響の大きさは、政府が現在禁止している輸入の関税切下げ速度にかかっている。報告は二つのシナリオを用意している。第一のケースは、政府が関税を五―八年で三〇%から二〇%に次の七年で五%に引き下げた場合で、それぞれの場合、輸入油に対する需要が増え国産油に対する需要が減るため、八・八万ライ、二二・四万ライの減反が必要となる。第二のケースは二%ずつ小刻みに引き下げる場合で、毎年の減反面積は一・七万ライと小さくなり、調整の時間がとれる。

さらに報告は、政府が農民の生産性向上を助け、適格農園規模を六二万ライとし、水や生産要素を提供することを勧告している。この集約的計画は最終年にライ当たり収量を一九八九キログラムから二五〇〇キログラムに上げることが目標にする。すなわち、生産性が年ライ当たり五〇〇キログラム上がり、総生産が三一万トンとなる。同時にオイルパーム加工の生産性も二〇〇一年までに果実重量の一七%から一九・八%に上げねばならない。研究のために年一〇〇〇万パーツの資金が、また、肥料購入と灌漑建設のために五億パーツの資金が必要であるとしている。

チャートチャイ工業連盟食品部会長は、一九九二年二月に商業省が開いたパネル討論で構造調整基金設置を政府に提案し、「オイル・パームは主要な補助対象産業であり、栽培者に転作補助をするか、生産性向上をはかるかの選択をすべし。農産物に対する介入・価格補償よりも再建資金のほうがよい。

金額は現在の作付け価格支持のための予算程度でよい。資金の出所は輸出奨励基金か政府予算であるのがよい」と述べている。また他のパネリストは、「輸出奨励基金や農民支援基金は、輸出入に対する介入であり、自由化の原則に反するのでよくない。政府予算から直接支出すべし」との意見を出している。

タイ第二のパーム原油生産者であるユナイテッド・パームオイル・インダストリ社のヴィラト社長は、国産品はマレーシア産より一〇〇%高いとの農業省による分析に反論し、「二〇—三〇%高いかもしれないが、マレーシアの価格は輸出価格であり、輸送費、販売費が入っていない。」と説明している。⁽⁵⁾

一九九三年一月、農業省農業普及局長は、「インドネシア、マレーシアからの輸入品に対し国産品のシェア強化のため、農園を減らすことなく、産業振興をはかる」と述べて、転作奨励の方針には触れていない。与党民主党は南部出身議員を多くかかえるため、南部の一人の栽培農民を切り捨てることはできないという事情もある。かといって、国をあげて産業発展に取り組んできたマレーシアの大農園と比べ、タイの小農民の生産性が低いことは明らかである。八年目には一時除外品目の見直しが必要であり、再度厳しい選択を迫られることになる。

石油化学産業

一九九〇年から国家石油化学会社(NPC、官民合弁)のオレフィン・プラント(NPCI)が、タイ石油公社(PIT)のガス分離プラントから来るエタン、プロパンを原料に、エチレン(年産三一万五〇〇〇

トン)とプロピレン(年産一〇万五〇〇〇トン)を製造している。製品は下流四社に供給される。下流四社は四つのプラスチック・ペレット、すなわち、ポリプロピレン、直鎖型低密度ポリエチレン、高密度ポリエチレン、塩化ビニル(PVC)を生産している。これらのプラスチック・ペレットは国内のプラスチック製品工場に供給され、袋、シート、管、台所用品、衛生用品に加工される。

NPCIは国内需要を満たすことができず、第二期のNPCIIプロジェクトが国内需要と輸出を見込んで計画されている。上流はタイ・オレフィンとアロマティクスの二社から成り、前者はナフサを原料に、エチレン三五万トン、プロピレン一九万トンなどを生産、後者はナフサを原料にベンゼン、トルエン、キシレンを生産する。これらの製品は中流部門に送られ、スチレン・モノマー、ヴィニル・クロライド・モノマー、エチレン・グリコールなどの原料となり、さらに下流に送られて、プラスチック・ペレット、繊維原料、その他化学製品になる。第二期計画が完成(一九九六年予定)すれば、「石油化学製品の国内需要を満たし、輸出も可能となる。しかし、アロマティクス計画は石油化学製品の国際価格の低迷のため遅れている模様である。」

AFTA計画では、石油化学製品、プラスチックは加速引下げ品目に指定されていた。これについて、同産業出身のシパノン工業相は一九九二年二月、「石油化学とプラスチック部門はASEANと競争できる」と強気の発言をしていたが、九二年一二月のAFTA交渉の大詰めで通常引下げに移され、八年目に見直すことになった。これについてタイ・ペトロケミカル・インダストリ社のプラチャイ会長は、当初石油化学は除外品目に入れることで合意があったと不満の意をもらした。同氏によれば、国産原料が高く、輸入原料も関税が二〇%と高い。PTTが価格を下げてても不十分で、輸入機械の関

税が高すぎる。機械・部品の関税は三〇から六〇%で、マレーシアは二%、シンガポールはゼロである。除外指定をしないとマレーシアのペレットが流れ込むという。

オレフィン・プラントは国産の原料価格が高いこともあつて、製品価格が国際価格よりも高いという弱みをもっている。しかし、プラスチックやエレクトロニクスなどの下流部門への影響が大きいことを考えると、いつまでも保護するわけにはいかない。AFTA協議会でのタイ代表を務めるスパチャイ副首相は、「他のすべての国が石化を含めることに同意しているので他国と取引するのは難しい」と語っていた。

前述のように一九九二年末の閣議はASEANからの輸入品一〇〇%品目以上の関税の三〇%への引下げ案を承認したが、石化製品は除外された。タリン蔵相は石化はまだコスト高で、すぐに関税を引き下げるのは無理と説明した。石化の現行関税率は、原料が二〇%、半製品が四〇%、最終製品が六〇%で、九五年まで据え置かれる。九六年初めまでに三〇%に、その後5%刻みで引き下げられ、二〇〇七年に5%になる。

一九九三年初め石油化学業界は政府に対し、(1)ASEAN域外から輸入するエチレン、プロピレンの輸入税(二〇%)を撤廃、(2)石油化学、プラスチック産業で使用する機械・設備の輸入税を撤廃、(3)天然ガス、ナフサの価格の引下げ、という三項目の支援要請をした。

一九九三年半ば、工業省は国家石油化学産業委員会を設立し、石油化学のASEANでの競争力向上のためのガイドライン作成に当たった。委員長を務めるポーンテブ副工業相によれば、工業省は上流と下流の間の株式持ち合いを勧め、三グループに統合する構想を立てている。三グループとは、(1)

NPCグループ、(2)タイ・オレフィンとアロマティクス、(3)タイ・ペトロケミカル・インダストリである。統合構想は韓国モデルに範をとったもので、過剰供給と価格競争にさらされている世界の石化産業の吸収合併の流れに沿ったものという。⁽⁶⁾ 関税政策・参入規制政策からの脱却を迫られているタイの産業政策の試金石として注目されよう。

注(1) Sree Kumar, "Policy Issues and the Formation of the ASEAN Free Trade Area," Pearl Imada and Seiji Naya ed., *AFTA: The Way Ahead*, Institute of Southeast Asian Studies, Singapore, 1992.

(2) Sonchai Eksuwan, "Effects of the Establishment of ASEAN Free Trade Area-An Analysis," *Bangkok Bank Monthly Review*, October 1992.

(3) ASEAN Secretariat, *AFTA Reader*, Vol.1, November 1993.

(4) *The Nation*, February 27, 1992.

(5) *The Nation*, February 27, 1992.

(6) *The Nation*, December 1, 1993.